

吹田市立中学校部活動管理運営業務仕様書

1 業務名

吹田市立中学校部活動管理運営業務

2 履行期間

契約の締結日から令和8年3月31日まで
(部活動指導は、令和6年4月の委託者が指定する日から令和8年3月31日まで)

3 業務の目的

中学校部活動の指導者の確保・配置・育成、中学校部活動の意義を踏まえた部活動指導、大会引率等、部活動の管理運営業務を受託者が担うことを目的とする。

4 部活動指導の履行場所及び管理運営を委託する部活動

	設置中学校 (住所)	種目	対象生徒	(参考) 部員数※1※3
1	第一中学校 (吹田市千里山西 2-2-1)	バドミントン部 (男女)	当該校	121人
2	豊津西中学校 (吹田市豊津町 6-1)	バドミントン部 (男女)	当該校	46人
3	竹見台中学校 (吹田市竹見台 1-3-1)	バドミントン部 (男女)	当該校	62人
4	高野台中学校 (吹田市高野台 4-5-1)	女子サッカー部	市内全域 (拠点校)	19人
5	第三中学校 (吹田市中の島町 3-51)	陸上競技部 (男女)	当該校 及び 陸上競技部が無い学校 (拠点校)	16人※2 (第三中学校生徒のみ)

※1 部員数は令和5年7月時点の1～3年生の参考数値。

※2 第三中学校の陸上競技部は令和6年4月から新たに拠点校として設置。表示の部員数は当該校の生徒のみの参考数値。

※3 希望する小学生(6年生)が小中一貫教育による活動として参加する場合がある。

5 業務内容

(1) 指導者の確保、配置

受託者は、公募等により地域人材を活用する等、学校部活動の指導者として適切な者を確保すること。また、適切な指導を行うための指導体制を構築し、指導者を適正に配置すること。

(2) 指導者の育成

受託者は、指導者が適切な指導を行えるよう以下に示す研修を委託者に詳細を報告した上で実施すること。また、人材育成に必要な取組を行うこと。

- ア 学校部活動の意義
- イ 安全管理（けがや事故、熱中症等の未然防止、救急対応等）
- ウ 適切な指導（暴力行為やハラスメント等の禁止）
- エ 多様な生徒の理解（特別支援、アレルギー、LGBTQ 等）
- オ 技術的な指導力の向上
- カ フォローアップ研修
- キ その他円滑な部活動運営に必要と考えられる研修

(3) 指導者による部活動指導

別紙1「吹田市課外クラブ・部活動の在り方に関する方針」に基づき、適切な指導を行うこと。指導者は以下に示す業務を行うこと。なお、指導者は業務の際、学校及び委託者から直接指示・命令を受けないものとする。

- ア 活動計画書の作成
- イ 生徒の出欠状況の把握
- ウ 部活動指導（準備・片付け・安全管理を含む）
- エ 大会や試合等の生徒の引率・監督等
- オ 事故やけがへの対応及び報告
- カ 責任者との連絡調整
- キ 活動報告書の作成
- ク その他部活動指導に必要な業務

(4) 責任者による指導者のマネジメント、学校・委託者との連携

受託者は、指導者を統括する責任者を設置すること。責任者は、円滑な部活動運営のため、指導者のマネジメントを行うとともに、生徒・保護者・指導者・学校・委託者と連携を図るため、以下に示す業務を行うこと。

- ア 活動計画の確認及び学校への提出
- イ 1週間に複数回、活動場所を巡回し、指導者の指導状況を確認
- ウ 学校、委託者との情報交換、連絡調整
- エ 活動報告書の確認及び学校への提出
- オ 指導者のスキルアップのための助言等
- カ 生徒、保護者からの連絡や相談への対応
- キ 不適切な指導への対応

※著しく不適切な指導があった場合は、指導者を変更するなど、迅速かつ適正に対応すること

- ク 指導者の指導状況を踏まえた研修内容の検討
- ケ その他部活動管理運営に必要な業務

(5) 安全管理

受託者は、生徒が安心かつ安全に活動できるように、別紙1～別紙4の学校及び委託者の方針等を踏まえ、以下に示す項目について対策を講じること。

また、活動中にいじめ等の兆候がある場合は責任者を通して学校に報告及び相談すること。

- ア 使用する設備や物品の安全確認
- イ 事故やケガへの対応
- ウ 災害(地震)時の対応
- エ 熱中症対策
- オ 落雷事故対策
- カ 暴風・大雨等への対策
- キ 感染症等への対策
- ク その他(不審者対策・光化学スモッグ対策 等)

(6) 保護者対応

受託者は、円滑な部活動運営に向け、保護者の安心と理解を得るため、以下の業務を行うこと。

- ア 保護者説明会への出席(契約締結日から令和6年3月までの期間に開催するものを含む。)、事業内容の説明
- イ 保護者からアクセスのしやすい連絡・相談窓口の設置、連絡・相談対応
- ウ ①事故やけが等の緊急連絡対応
②活動予定が大きく変更となる場合の連絡対応
- エ 事業検証のための生徒・保護者・学校へのアンケートの実施

(7) 大会運営への対応

委託者が必要と判断した場合は、大会運営スタッフの業務を担うこと。必要に応じ、中学校体育連盟の主催する顧問会議や実技研修会、顧問講習会に参加すること。

(8) 学校及び委託者への報告

受託者は、以下に示す項目について、速やかに学校及び委託者へ報告すること。

- ア 委託業務の実施中、生徒にけがや事故が生じた場合
- イ 委託業務の履行に当たり、学校及びその他の施設又は物品を滅失し、又は毀損した場合
- ウ 保護者等から要望等があった場合
- エ 受託者の定款に変更があった場合
- オ その他委託者の指示する事項

(9) 学校及び委託者との連絡調整

受託者は、本業務の趣旨を熟知し、業務実施に当たっては、学校及び委託者と打合せを綿密に行うこと。学校及び委託者から打合せの申し出があったときは応じること。

(10) 業務計画書等の提出

ア 業務計画書

受託者は、業務実施に当たり、学校及び委託者と協議の上、責任者及び指導者の人員体制、指導者研修、保護者説明会、アンケート実施等について記載した業務計画書（年間）を定め、部活動指導開始前までに委託者に提出し、承認を得ること。

イ 業務報告書

受託者は、業務計画に基づく業務の実施状況の報告書を月ごとに作成し、翌月の10日までに委託者に提出すること。

ウ 活動計画書

受託者は、学校と協議の上、部活動ごとの活動計画（年間・月間）を定め、指導方法、責任者及び指導者等を記載した活動計画書を、部活動指導開始前までに学校に提出し、承認を得ること。

エ 活動報告書

受託者は、部活動ごとに指導者、指導内容、指導状況、生徒の欠席状況等について記載した活動報告書（日報）を部活動指導日の翌々日（土日、祝日、学校閉庁日にあたる場合は、その直後の平日）までに学校に提出すること。

6 指導者及び責任者の条件

(1) 指導者は、別紙1「吹田市課外クラブ・部活動の在り方に関する方針」に基づいた部活動指導を安全かつ確実に実施できるとともに、指導する種目の知識や競技経験があり、業務内容・指導方法を十分に理解し、業務への熱意を持ち、親しみやすく生徒とコミュニケーションを円滑に行える者とする。

(2) 責任者は、部活動指導に対する十分な知識を有し、部活動指導を安全かつ確実に実施できるよう指導者のマネジメントや学校・保護者等とのコミュニケーションを円滑に行える者とする。

(3) 指導者及び責任者は、本業務の性質上、未成年者に対する性犯罪歴等のある者は配置しないこと。

7 指導者の指導日程等

(1) 指導日程

ア 4月から3月までの間で委託者が決定した45週程度とする。

イ 平日4日、土日1日の週5日とし、曜日は委託者が別に指定する。

(2) 指導時間

指導時間は、下記アからウまでの時間に準備・片付けに要する時間を加えた時間とする。

ア 学期中は、平日1日2時間以内、土日・祝日1日3時間以内とし、委託者が指定した時間及び時間帯とする。

イ 長期休業期間中は、平日、土日・祝日ともに1日3時間以内とし、委託者が指定した時間及び時間帯とする。

ウ 大会引率等は上記の例によらず、指導・監督・運営等に必要な時間とする。

(3) 例外的な対応

ア 受託者の都合によって部活動指導者による業務が履行できない場合、受託者は代替員により業務を履行すること。

イ 学校の都合（行事や休校、下校措置等）によって部活動指導の遂行が急遽不可能になった場合は、受託者と協議の上、可能な限り他の日に指導を行うこと。

8 費用等

(1) 受託者は契約締結額の範囲内において、仕様書の内容について実施し、委託事業に係る経費のすべてをまかなうこと。

(2) 契約代金は、各月の履行確認後、受託者からの書面による請求に基づき、支払うものとする。

9 秘密の保持

業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

10 個人情報等の取扱い

受託者は、個人情報について、別紙5「保有個人情報取扱いに係る特記事項」を遵守すること。

11 知的財産権の使用

本業務の履行に際し、第三者の著作物、特許、実用新案その他の知的財産を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

12 法令遵守

関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。

13 その他

- (1) 受託者は、契約期間満了等により委託契約が終了する際には、円滑に事業運営が継続できるよう本業務にかかる引継書を作成するなど新たな受託者への引継ぎを行うこと。

- (2) 本仕様書に定めのない事項又は仕様書の内容に疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議してこれを定めるものとする。